

(別紙様式2)(建築)

## 県有建築物保全点検結果報告書

施設名称: 大崎高等技術専門校

建物棟名称: 実習場車庫(旧電気科北棟)

所在地: 大崎市古川米倉上屋敷51

①用途: 学校 ②延べ面積 252 ③階数: 地上1階 ④構造: S造 ⑤竣工年度 昭和 38 年度

項目	指摘事項(不具合内容、関係法令)及び対策等	判定
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目) —	判定 —
	(対策等)	
2 - 1 建築物の外部	(指摘項目) 窓サッシのスチール枠に発錆がみられ、ガラスを押さえている樹脂材が一部劣化しています	判定 C
	(対策等) 劣化が進むと窓ガラスが落下するおそれがあります。補修を検討してください。	
3 - 1 屋上及び屋根	(指摘項目) 東側の屋根材(破風)が落下しています。	判定 C
	(対策等) 計画的な修繕が望まれます	
4 - 1 建築物の内部	(指摘項目) 柱、梁、プレースに発錆がみられます	判定 B
	(対策等) 経過観察の上、必要に応じて補修を検討してください。	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和4年9月28日

点検者職氏名	北部土木事務所 技術次長(一級建築士 佐々木 技師 江部)
立会者職氏名	大崎高等技術専門校 齋藤 三上

令和4年9月28日 県有建築物保全点検

2 - 1



判定等	施設名称	建物棟名称	判定	窓サッシのスチール枠に発錆がみられ、ガラスを押さえている樹脂材が一部劣化しています。 →劣化が進むと窓ガラスが落下するおそれがあります。補修を検討してください。
	大崎高等技術専門校	実習場車庫（旧電気科北棟）	C	

3 - 1



↑全景

判定等	施設名称	建物棟名称	判定	東側の屋根材(破風)が落下しています。 →計画的な修繕が望まれます
	大崎高等技術専門校	実習場車庫（旧電気科北棟）	C	

# 県有建築物保全点検調査結果票 (チェックリスト)

## [ 建築物 ]

施設名称：大崎高等技術専門校

建物棟名称：実習場車庫(旧電気科北棟)

所在地：大崎市古川米倉上屋敷51

①用途：学校 ②延べ面積：252 ③階数：地上1階 ④構造：S造 ⑤竣工年度：昭和38年度

当該建築物の調査者		資格名及び氏名			
	代表となる調査者	北部土木事務所 技術次長（一級建築士 佐々木）			
	その他の調査者	技師 江部			

番号	調査項目	調査結果（該当箇所○印）				備考
		指摘無	要注意	要計画修繕	要是正	
		A	B	C	D	
1 敷地及び地盤						
(7)	埠	組積造の埠又は補強コンクリートブロック造の埠等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
2 建築物の外部						
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	○			
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況				
(6)	外壁 躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(11)		タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(12)	外壁 外装仕上げ材等	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(13)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(15)		サッシ等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況			○	
(17)		機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	支持部分等の劣化及び損傷の状況				スチール枠発錆 ビート劣化

番号	調査項目	調査結果（該当箇所○印）				備考
		指摘無	要注意	要計画修繕	要是正	
		A	B	C	D	
<b>3 屋上及び屋根</b>						
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(2)	屋上周り (屋上面を除く。)	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況				
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況				
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況		○		破風落下
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
<b>4 建築物の内部</b>						
(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況			
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○		柱、梁、プレース発錆
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(12)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況			
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○		
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(21)		耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況			

番号	調査項目			調査結果（該当箇所○印）				備考
				指摘無	要注意	要計画修繕	要是正	
	A	B	C	D				
(24)	天井	令第128の5条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況					
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化および損傷の状況					
(30)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況					
(34)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	○				
(37)	警報設備		警報設備の劣化及び損傷の状況					
(45)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿等の劣化の状況					
(47)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					

## 5 避難施設等

(8)	避難上有効なバルコニー		手すり等の劣化及び損傷の状況					
(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況					
(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況					
(28)		排煙設備	排煙設備の作動の状況					
(39)	その他の設備等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況					

## 6 その他

(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					